

公 示

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年3月5日

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 小泉 明久

1 一般競争に付する事項

(1) 件名

「平成30年度奈良県一体的実施事業における委託事業」の委託業務

(2) 事業概要

一体的実施事業における委託事業は、国と地方公共団体が、一体となって地域の実情に応じた雇用対策を実施することを目的として共同で一体的実施事業運営計画を策定し一体的実施事業を実施する場合に、当該計画の内容に応じて、事業効果をより高める事業を民間団体に委託して実施する。

(3) 調達案件の仕様等

一体的実施事業における委託事業仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

平成30年4月2日から平成31年3月29日

(5) 入札方法

入札金額は総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し入札すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除くものとする。

(2) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、B、C又はD等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格参加申請を行う必要がある。

(4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、参加資格における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連

会社」、「連結会社」の範囲とする。

- ① 入札書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和60年法律第88号）（第3章第4節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）
- ② 労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと。（入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。）
- ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
- ④ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- ⑤ 入札書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断される者でないこと。
- (5) 就職支援、求人情報提供に係る5年以上の実績を有する者であること。
- (6) 職業紹介事業又は経営コンサルティングに係る5年以上の実績を有する者であること。
- (7) 地方公共団体と連携共同による若年者・女性等の一般求職者の就職支援に係る3年以上の実績を有する者であること。
- (8) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
 - ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、仕様書の交付場所及び問い合わせ先
〒630-8570 奈良市法蓮町387 奈良第三地方合同庁舎2階
奈良労働局職業安定部職業安定課 担当：森本 電話 0742-32-0208
- (2) 入札説明会の日時及び場所
日 時 平成30年3月15日（木）9時00分
場 所 奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル2階 奈良労働局別館会議室
- (3) 入札参加申込み期限及び場所
入札参加を希望する者は、平成30年3月20日（火）17時00分までに仕様書10に定める競争参加資格等確認書類を奈良労働局総務部総務課会計1係に提出すること。

4 入札書の受領期限及び場所

- 日 時 平成30年3月22日（木）17時00分
場 所 奈良市法蓮町387 奈良第三地方合同庁舎2階
奈良労働局総務部総務課会計1係

5 開札の日時及び場所

日 時 平成30年3月23日(金) 9時00分
場 所 奈良市法蓮町387奈良第三地方合同庁舎2階 局長室横会議室

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、平成30年3月20日(火)までに競争参加資格に関する証明書を上記3(1)まで提出すること。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、この一般競争入札に参加を希望する者は、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が上記(3)に基づく誓約書を提出せず、虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった時は、当該者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した競争参加資格を有すると支出負担行為担当官が確認した者のうち、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 手続きにおける交渉の有無

無

(8) 入札参加者は、仕様書等を熟読し、内容承認の上、参加すること。

(9) その他詳細は仕様書による。

(10) 本事業は、平成30年度予算の成立を前提としているため、平成30年4月2日までに平成30年度予算が成立しない場合は、契約内容について別途協議する。

「平成 30 年度奈良県一体的実施事業における委託事業」 入札説明書

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

「平成 30 年度奈良県一体的実施事業における委託事業」の委託業務一式

(2) 事業概要

一体的実施事業における委託事業は、国と地方公共団体が、一体となって地域の実情に応じた雇用対策を実施することを目的として共同で一体的実施事業運営計画を策定し一体的実施事業を実施する場合に、当該計画の内容に応じて、事業効果をより高める事業を民間団体に委託して実施する。

(3) 調達案件の仕様等

一体的実施事業における委託事業仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 履行場所

奈良労働局総務部長指定の場所

(5) 履行期限

仕様書による。

(6) 契約期間

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 3 月 29 日まで

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で B、C 又は D 等級（に格付けされている者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、参加資格における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

① 入札書提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導をうけたもののうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）

② 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれ

らに係る保険料の未納がないこと。(入札書提出時等において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)

- ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律123号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
 - ④ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
 - ⑤ 入札書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断される者でないこと。
- (7) 入札説明会に参加し、かつ平成29年3月21日(火)17時00分までに、仕様書に定める競争参加資格等確認書類を添えて入札参加申込みを行うこと。
 - (8) 就職支援、求人情報提供に係る5年以上の実績を有する者であること。
 - (9) 職業紹介事業又は経営コンサルティングに係る5年以上の実績を有する者であること。
 - (10) 地方公共団体と連携共同による若年者・女性等の一般求職者の就職支援に係る3年以上の実績を有する者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 仕様書の交付場所及び問い合わせ先

奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎2階

奈良労働局職業安定部職業安定課 担当：森本 電話0742-32-0208

(2) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎2階

奈良労働局総務部総務課 担当：鯨本 電話0742-32-0201

(3) 入札説明会の日時及び場所

日 時 平成30年3月15日(木)9時00分

場 所 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎2階 局長室横会議室

(4) 入札参加申込み期限及び場所

入札参加を希望する者は、平成30年3月20日(火)17時00分までに仕様書10に定める競争参加資格等確認書類を奈良労働局総務部総務課会計1係に提出すること。

(5) 入札書の提出方法

本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出の上、紙入札方式によることができる。代理人が紙により入札を行う場合は、入札時まで委任状が必要となる。

なお、郵便、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。

【紙入札方式の提出資料】

- ・電子調達システムの使用に伴う確認事項について
- ・電子入札案件の紙入札方式での参加について
- ・紙の入札書

4 入札書の受領期限及び場所

日 時 平成30年3月22日(木) 17時00分
場 所 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎2階
奈良労働局総務部総務課会計1係

5 開札の日時及び場所

日 時 平成30年3月23日(金) 9時00分
場 所 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎 局長室横会議室

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、本公告及び仕様書に定める書類、及び支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書等を指定する期限までに提出し、支出負担行為担当官の確認を受けなければならない。また、入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札書の記載金額

入札金額は、総価とする。落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、契約金額は概算契約における上限額であり、事業を実施した後、額の確定を行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、上記(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した競争参加資格を有すると支出負担行為担当官が確認した者のうち、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその

者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(8) 手続きにおける交渉の有無

無

(9) 入札参加者は、仕様書等を熟読し、内容承認の上、参加すること。

(10) その他詳細は仕様書による。

(11) 本事業は、平成 29 年度予算の成立を前提としているため、平成 30 年 4 月 2 日までに平成 30 年度予算が成立しない場合は、契約内容について別途協議する。

※参考（仕様書 記 10）

10 競争参加資格等確認書類の提出

競争参加資格を有し、当該事業を適切に実施できる事業者であるか否かを事前に確認することが必要なことから、入札参加を希望する者は、以下の書類を事前に提出すること。

なお、提出書類に基づき競争参加資格を有することが確認できた者のみを入札に参加させることとする。

(1) 提出書類（各 1 部）

① 一般競争入札参加申込書（参加資格における法令違反等がない旨の誓約書）（別紙 2）

② 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写

③ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙 3）

④ 入札参加者の概要が分かる資料（入札参加者名、所在地、設立時期、設立目的、事業概要、組織体制等を記載したもの（就職支援、求人情報提供、職業紹介事業又は経営コンサルティングに係る実績を含む。））

⑤ 委託事業の内容及び年間スケジュール等を具体的に記載した計画書

電子調達システムの使用に伴う確認事項について

奈良労働局で実施する一般競争入札では、「電子調達システム」を使用していますが、従来どおり、入札書（紙）による入札参加も可能です。紙による入札をされる場合には、当局にて「電子調達システム」に必要事項を入力いたします。

つきましては、入札にあたり、下記の事項について確認させていただきます。

平成27年度以降、初めて紙入札に参加される事業所は、下記①～⑬にご記入いただき、平成30年3月20日（火）17時までにFAX（0742-32-0211）等にて奈良労働局総務課会計第1係あてお知らせください。

- ① 業者コード：
（資格審査結果通知書に記載されています。）
- ② 企業名称：
- ③ 企業郵便番号・住所：
- ④ 代表者役職：
- ⑤ 代表者氏名：
- ⑥ 代表者電話番号：
- ⑦ 代表者FAX番号：
- ⑧ 担当部署名称：
- ⑨ 担当者氏名：
- ⑩ 担当者連絡先郵便番号・住所：
- ⑪ 担当者連絡先電話番号：
- ⑫ 担当者連絡先FAX番号：
- ⑬ 担当者連絡先メールアドレス：

※ 入札への参加方法（該当の番号に○を記載して下さい。）

- ① 電子入札 ② 紙入札

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名

「平成 30 年度 奈良県一体的実施事業における委託事業」

2 電子調達システムでの参加ができない理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする

入札書

件名 平成30年度 奈良県一体的実施事業における
委託事業

入札金額 金 _____ 円
(消費税を含まず。)

上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 殿

入札者

所在地 _____

事業所名 _____

代表者名 _____

Ⓔ

(上記代理人氏名

Ⓔ)

一体的実施事業における委託事業 仕様書

1 趣旨・目的

一体的実施事業における委託事業（以下「委託事業」という。）は、奈良労働局と奈良県が、一体となって地域の実情に応じた雇用対策を実施することを目的として共同で一体的実施事業運営計画を策定し一体的実施事業を実施する場合に、当該計画の内容に応じて、事業効果をより高める事業を民間団体に委託して実施する。

2 件名

平成 30 年度奈良県一体的実施事業における委託事業

3 委託内容

委託事業受託者（以下「受託者」という。）は、委託事業を実施する奈良労働局からの委託により、以下に掲げる事業を実施する。

ただし、以下に掲げる事業内容及びその対象者と地域活性化雇用創造プロジェクト等の国の補助を受けて地方公共団体が実施する事業内容及びその対象者が同一の場合には、委託事業として実施することは認められない。

(1) 企業説明会及び就職面接会

①目的

奈良県の若年者(15～34 歳)の非正規雇用の比率は 39.0%と全国でも 5 番目に高い比率となっており、学卒者就業後の 3 年以内離職率においても全国平均より高い状況となっている。

このため、若年者等を中心に正規雇用の機会拡大の取組が重要であることから、求職者と人手不足分野の企業、県内立地企業、若手人材のニーズを有する中小企業との効果的なマッチングの取組として企業説明会を実施する。

また、奈良県の女性就業率は 42.9%で全国最下位となっている状況から、就業を希望する女性が希望に沿った就業ができるよう、多様なニーズに応じた県内就業を促進するための取組としてミニ企業説明会を実施する。

②事業内容

- ア 参加求職者の確保（周知・広報等含む）
- イ 参加企業の確保
- ウ 会場の確保（会場使用料を含む）
- エ 企業説明会周知用のポスター・リーフレット作成、配布（作成費用を含む）
- オ 参加企業との連絡調整
- カ 当日の運營業務
- キ 企業説明会の開催結果報告

- ク その他、企画、運営に係る業務
- ケ 上記以外は、別途奈良労働局と調整

③対象企業

以下の企業を、受託者が奈良労働局と協議の上、説明会等の開催1ヶ月前までに選定し、参加企業リストを奈良労働局に提出すること。

なお、奈良労働局から対象事業所候補リストが提示された場合は、当該リストの中から奈良労働局と協議の上で選定する。

- ア 奈良県内を就業場所とする正社員求人を安定所に提出している（する予定の）企業主にユースエール認定企業等を中心に実施すること。
正社員の求人倍率の低い職種（事務的職業、販売の職業、生産工程の職業）や人手不足分野（福祉など）を有する企業を選定すること。
- イ 奈良県内を就業場所とする求人を安定所に提出している（する予定の）企業就業を希望する女性等が、希望に沿った就業ができるよう、働きやすい労働条件を提供できる企業を選定すること。

④対象求職者

- ア 奈良県で就職を希望する一般求職者（若年者、既卒者、大学卒業予定者等を含む）
- イ 奈良県で就業を希望する一般求職者（女性及びひとり親の求職者等）
- ウ 奈良県で就職を希望する一般求職者（既卒者、大学卒業予定者等を含む）

⑤実施時期及び開催回数、目標とする参加企業数及び参加求職者数

- ア 企業説明会（45社規模）
平成30年9月に1回
目標：参加事業所数45社以上 参加求職者200人以上
- イ ミニ企業説明会（25社規模）
平成30年7月（中南和地域：王寺町地域交流センター1階ホール王寺東館5階ホール）
平成30年12月（北和地域）の2回
目標：参加事業所数25社程度 参加求職者100人以上
- ウ 福祉分野就職面接会（20社規模）
平成30年11月（中南和地域）・平成31年1月（北和地域）で2回
目標：参加事業所数20社程度 参加求職者70人以上

なお、福祉分野就職面接会については、求人票が必要となるので、参加企業管轄安定所へ求人申込みすることとする。

⑥実施場所

受託者が用意した会場とする。ただし、会場については次の条件を満たすようにすること。

- ア 交通の利便性が良い施設を検討すること。
- イ 公的機関等（国、地方公共団体及びその外部団体、商工会議所等）の施設を優先に検討すること。
- ウ 参加見込みである定員を収容できる会場であること。
- エ 冷暖房設備が完備されていること。
- オ 防音のための設備が整っていること。
- カ 企業説明会開始の少なくとも 30 分前までには入室できる施設であること。
- キ 暴力団関係施設、特定の宗教団体、政治団体が管理・所有する施設及びその他公的性格を有する本面接会を円滑に実施するに当たって支障となる事項がある施設でないこと。

⑦当日の実施内容

- ア 受託者は、説明会当日の運営（受付、進行、会場設置等）の全てについて主体的に事務処理一切を行うこと。（参加企業ごとのブース設置を含む）
- イ 会場の入り口に受付を設置し、説明会場であるとの張り紙等を表示することにより、参加者に対する会場誘導等を円滑に行い、終了後は後片付けを行うこと。
- ウ 受付窓口にて参加求職者を対象者区分ごとに把握すること。
- エ 参加求職者に対し、参加企業からの企業説明の機会が多くなされるような実施内容とすること。
- オ 企業情報等の作成・配付
従事する業務の内容や詳細な労働条件、当該企業の詳細やアピールポイントなどをまとめた企業情報等を作成し、説明会当日に参加求職者全員に配付すること。
- カ 求職者の再就職を実現するためのフォローを行えるよう、履歴書の書き方、面接指導相談やキャリアコンサルタントによる個別面談のブースを設けること。
- キ 奈良労働局及び奈良県からの依頼があった場合は、会場内に関係機関のブース、または資料を配付するコーナーを設置すること。
- ク 受託者は、参加者にアンケートを記入させ、参加企業及び説明会に対する評価や要望を把握すること。なお、アンケート用紙の回収にあたっては、回収箱等に提出を求める等、参加者ごとのアンケート内容が特定されない手法で実施すること。

⑧参加求職者の確保

- ア 参加求職者の確保を図るための周知・広報を積極的に実施すること。
- イ 説明会の周知用リーフレット及びポスター等を作成すること。
- ウ その他、参加目標数確保のための周知・広報を行うこと。

⑨参加企業の確保

- ア 参加企業については、③の企業の中から奈良労働局と調整のうえ選定すること。

イ 選定した企業に対しての参加勧奨は受託者が行うこと。

ウ 参加企業が確定した際は、参加企業リストを作成し、説明会等の実施1ヶ月前までに奈良労働局あて報告すること。

⑩事業評価

本事業における実績項目（参加求職者・参加求人者）については、以下のとおり実績状況の確認を行うこととする。

ア 求職者・求人者の参加確保目標数は、上記⑤のとおりであるが、各説明会で目標の50%を下回った場合は、改善計画書の提出を求める場合があること。

なお、3回連続、目標の50%を下回った場合は、改善計画書を提出し、奈良労働局の承認の上、改善を実施する。

イ 改善に必要な周知広報等、必要な措置にかかる費用については、実施者の負担により行うものとする。

⑪留意事項

ア 受託者は、受託決定後、速やかに、説明会の開催日と開催場所を取りまとめた日程一覧表を、奈良労働局、奈良県あて送付すること。

なお、日程一覧表の他に、説明会毎のタイムスケジュール（事前打合せ等も含む）も作成の上、奈良労働局に提出すること。

イ 説明会については、奈良労働局と実施内容や実施計画の事前協議を行い、遅くとも説明会開催日の2か月前までに決定するものとする。

事前協議後、速やかに説明会リーフレット・ポスターを作成するものとする。

ウ 受託者は、各会場で実施した説明会の参加者数等の実施状況について、「イベント開催結果報告書」（別紙5）により開催日ごとの翌月5日までに実施労働局に報告すること。

エ その他、事業を実施する上で疑義が生じた場合は、速やかに奈良労働局と調整を行うこと。

(2) キャリアアップ巡回相談

①目的

奈良県との連携のもと、訓練生を対象にキャリア・コンサルティングを行い、受講訓練科目、当人の適性や職業経験、スキルに応じた職業生活設計を作成し、訓練終了後の就職を見据えての訓練受講中の就職支援を実施する。

②事業内容・実施回数等

就職活動・キャリア形成支援を目的に奈良県高等技術専門校の希望する訓練生を対象に新ジョブカード制度に係るセミナーを実施のうえ、キャリアコンサルティングを実施し、ジョブカード作成支援し就職支援を行う。

年2回開催し、年間30件以上を目標とする。

実施に際しては、事前に高等技術専門校と調整にうえ、日程を決定する。

(3) 雇用支援ガイドブックの作成

①目的

各種助成金制等制度、雇用創出に係る融資制度の活用により、企業の人材確保、雇用支援、雇用管理改善を図る。

②事業内容・実施回数等

奈良労働局や奈良県の関係機関が実施する各種助成金・融資制度を集約したガイドブック冊子（1000部）を作成し支援情報を提供する。（雇用分野における地域金融機関と奈良県及び奈良労働局との包括協定に係る県内4金融機関へ各50部配付、県100部配付。）

5月までに作成し、各種助成金・融資説明会等においても活用すること。

(4) 各種助成金・融資等企業説明会

①目的

企業の雇用及び労働者の職場定着とキャリアアップ等の促進を図るため、各種助成金や融資制度の周知・説明を行い、企業の人材確保を支援して雇用の活性化につなげる。

②事業内容・実施回数等

四半期ごとに年4回以上、上記（3）雇用支援ガイドブックを用いて説明会を開催して、延べ参加企業60社以上とする。

(5) 職場体験

①目的

若者の就業支援として、職場体験を実施することにより、職業経験に乏しい若年者に対して働くイメージを具体化し、職業選択の幅を広げ、就職に向けてすべきことの明確化及び職業意識を高める。

②委託内容

- ア 職場体験の実施企業の確保(実施企業への謝金を含む)
- イ 周知用のポスター・リーフレット作成、配布
- ウ 職場体験の参加者の確保
- エ 職場体験当日の運営業務（賠償責任保険、傷害保険の設定を含む）
- オ 職場体験の開催結果報告
- カ その他、職場体験の企画、運営に係る業務

③対象者

県内在住の若年者等（一体的実施施設利用者等）

④実施時期及び目標とする参加企業数及び参加求職者数

平成30年4月～平成31年3月

20社以上、10人以上の求職者の参加を目標とすること。

⑤対象事業所

以下のいずれも満たす企業を受託者が、実施労働局と協議の上、選定すること。

なお、奈良労働局から対象事業所候補リストが提示された場合は、当該リストの中から奈良労働局と協議の上で選定する。

ア 可能な限り、交通の利便性が良い事業所を検討すること。

イ 法令違反が確認された企業、暴力団関係企業、特定の宗教団体、政治団体に関する企業及びその他公的性格を有する本事業の対象として不適切でない事業所であること。

ウ 職場体験の対象事業所を就業場所とする正社員求人安定所に提出している（する予定である）企業

⑥内容

企業担当者から会社概要、仕事の内容、体験する業務の手順等についての説明を受けた後、実際の就業体験を行うこと。

⑦周知リーフレット等

開催の1か月前までに周知用リーフレットを2,000枚及びポスター100枚を作成し、奈良労働局、各安定所及び一体的実施施設等関係機関あて送付すること。

なお、リーフレット等については、事前に奈良労働局の承認を得ること。

⑧留意事項

ア 受託者は、職場体験当日の受付、企業との調整等に係る事務を実施すること。

事前に求職者からの申込みを受け付けること。

イ 受託者は、職場体験の実施場所までの交通手段の確保、実施企業への謝金、参加者の賠償責任保険、傷害保険の設定を行うこと。

ウ 受託者は、周知リーフレットの配布、関係各所への働きかけ等を行い、事前に参加希望者の募集・受付を行うこと。

エ 受託者は、職場体験の開催日と開催場所を取りまとめた日程一覧表（2～3か月先までの実施予定一覧表）を奈良労働局、各安定所及び一体的実施施設等関係機関あて送付すること。なお、日程については、奈良労働局と協議の上、遅くとも職場体験・企業見学等開催日の1か月前までに決定するものとする。

オ 奈良労働局及び各安定所は、参加希望者がいた場合は、受託者へその旨連絡するよう働きかけること。

受託者は、参加希望をうけ、当該職場体験参加申込者名簿（以下「参加者名簿」という。）

を作成すること。

カ 受託者は、職場体験当日の運営（受付、進行等）の全てについて、主体的に事務処理一切を行うこと。また、開催当日には、受付の実施、参加者に対する誘導等を行うこと。

なお、受付においては、氏名、求職番号、連絡先等を確認することとし、それ以外の事項は聴取しないこと。

参加者名簿については、奈良労働局との連絡調整等に使用を限定し、それ以外の目的での使用を禁止する。そのうえで、開催日の翌月末までに情報を全て廃棄（紙等に印刷したものについては細断、電磁的記録については消去）すること。

キ 受託者は、参加者にアンケートを記入させ、職場体験に対する評価や要望を把握すること。

ク 受託者は、実施した職場体験の参加者数等の実施状況について、開催ごとに翌月10日までに奈良労働局に報告すること。また、その後の職場体験・企業見学等の実施に対して、改善等を指示する場合があるので、誠実に対応すること。

ケ 職場体験実施の検収を行うため、以下の資料を作成し、すべての職場体験終了後には、総務課あて提出すること。

（ア） 職場体験・企業見学等が適正に実施されたことがわかる実施企業の署名又は押印がなされた資料

コ 実施企業への謝金単価は、対象者1人当たり、1日2,000円（日額）とする。

なお、1つの職場体験に対する謝金の支払いは、1人当たり20,000円を上限とする。

（6）職場定着コンサルタントの派遣

①目的

新たに採用した労働者の職場定着と処遇改善及び労務、雇用管理改善に関する相談援助、各種情報提供を実施することにより、安定した人材の確保と雇用の促進を図る。

②事業内容・実施回数等

中小企業診断士や社会保険労務士を中小企業事業主へ派遣し、労働者の職場定着と処遇改善及び労務、雇用管理改善に関する相談援助、各種情報提供を実施する。

毎月2社に派遣することとして、年間24社以上を目標とする。

4 事業実施に必要な体制の整備

受託者は、事業を効果的に行うために、実施しようとする事業や地域の雇用動向等に係る専門的な知識を有する次に掲げる者を配置する。

（1）コーディネーターの配置

3（1）から（6）までの事業実施に係る責任者として、以下のアからオまでに掲げる職務を行うことにあたり必要な知識、経験等を有する者を配置する。

ア 事業の企画及び実施に関する事務

イ 事業の実施状況の实地確認

- ウ 事業の実施結果の取りまとめ
- エ 関係行政機関、関係団体等との連絡調整
- オ その他事業の実施に必要な事務

(2) コーディネーター補助員の配置

コーディネーターの行う業務を補助する者をコーディネーター補助員として配置することができるものとする。

5 苦情対応体制の整備

本事業又は受託者に関する対象者等からの苦情等については、あらかじめ対応責任者を選任し、受託者が責任を持って対応すること。奈良労働局（公共職業安定所を含む。）及び奈良県に寄せられた当該苦情等については、原則、奈良労働局の担当者から対応責任者に伝達するので、速やかに事実確認とともに必要な改善や対応を行うこと。

6 事業実施計画書の策定及び履行状況の確認

受託者は、各支援のスケジュール・カリキュラム、具体的内容、具体的方法、実施時期、所要時間及び実施体制等について、本仕様書をもとに、奈良労働局と事前に協議の上で「事業実施計画書」（所定様式）を策定すること。

奈良労働局は、事業実施場所の訪問等及び下記7の「事業実施状況報告書」その他の報告を踏まえ、「事業実施計画書」の履行状況を確認し、受託者に対して指導・助言を行う。

7 事業実施状況報告書

受託者は、四半期ごとに翌月の10日までに「事業実施状況報告書」（様式第15号）を作成し、奈良労働局に報告すること。

なお、奈良労働局が四半期途中の実施状況を求めた場合には、指示された月までの報告を適宜行うこととする。

8 改善指示及び事業改善計画書

奈良労働局は、受託者が適切な対応及び支援を実施していないと認めるときは、受託者に対して、事業を改善するために必要な措置を直ちに講ずるよう指示するとともに、必要に応じて「事業改善計画書」（任意様式）を提出させる。受託者は、奈良労働局の指示又は事業改善計画書を踏まえ、速やかに適切な改善を図ること。

9 事業実施における留意事項

受託者は、本仕様書、別紙1の一体的実施事業における委託事業委託要綱、「平成28年度奈良県一体的実施事業における委託事業委託契約書」及び事業実施計画書に基づき、事業を実施すること。

(1) 事業開始前及び終了後の措置

受託者は、事業が円滑に実施できるよう、事業開始前から奈良労働局及び奈良県と協議し、必要な準備を行うこと。

また、本事業の終了に際しては、受託者は、事業終了前に、翌年度における本事業の実施に必要な引き継ぎを奈良労働局に対して行うものとする。

(2) 奈良労働局との連携体制の整備

受託者は、事業が円滑に実施できるよう、奈良労働局又は労働局が指定する公共職業安定所の求めに応じて、事業の運営方法等に係る意見交換の場を設け、運営方法等に改善等が必要であると判断する場合には、迅速な対応を行うこと。

また、奈良労働局担当者又は奈良労働局の指定する公共職業安定所の担当者と日常的な連携や必要な情報共有のための打ち合わせを行うこと。

(3) 法令遵守及び守秘義務

受託者は、関係法令を遵守するとともに、契約の履行に当たり、業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり、他に利用するための情報として提供したりしないこと。

(4) 個人情報の管理

事業の実施により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。対象者の個人情報の管理に当たっては、事業の実施に必要な範囲内で個人情報を収集し、当該情報の収集の目的の範囲内でこれらを保管及び使用しなければならない。

また、受託者は、個人情報に係る苦情及び法令違反と認められる事例が発生した場合又は発生するおそれがあることを知った場合には、速やかに実施労働局に報告するとともに、その指示に基づき、被害の拡大防止、復旧のために必要な措置を講じること。

(5) 事業の再委託

本事業の全部を再委託することは認められない。

ただし、事業経費全体のうち再委託する事業に係る経費の占める割合が50%を超えず、再委託する合理的な理由・必要性が認められる場合は、労働局の承認を得て、再委託を可能とする。

(6) 自社サービスの禁止及び業務妨害の禁止

本事業の実施に当たっては、いわゆる自社サービスの提供は行わないこと。また、労働局の業務の妨害とみなされる行為を行ってはならない。

(7) 公正な採用選考に対する配慮

本事業の実施に当たり、基本的人権を尊重した公正採用選考の考え方に反する内容を含んでいたことが確認された場合、ただちに本事業は中止する。その場合、違反行為部分に関しては、委託費の支払いを行わない。

(8) 緊急時の対応

本事業の実施中に、事故、急病等の緊急事態が発生した場合には、受託者の責任のもと、救急車の手配等適切な措置を講ずるとともに、速やかに実施労働局に連絡すること。

10 競争参加資格等確認書類の提出

競争参加資格を有し、当該事業を適切に実施できる事業者であるか否かを事前に確認することが必要なことから、入札参加を希望する者は、以下の書類を事前に提出すること。

なお、提出書類に基づき競争参加資格を有することが確認できた者のみを入札に参加させることとする。

(1) 提出書類 (各1部)

- ① 一般競争入札参加申込書 (参加資格における法令違反等がない旨の誓約書) (別紙2)
- ② 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格 (全省庁統一資格) の写
- ③ 暴力団等に該当しない旨の誓約書 (別紙3)
- ④ 入札参加者の概要が分かる資料 (入札参加者名、所在地、設立時期、設立目的、事業概要、組織体制等を記載したもの (就職支援、求人情報提供、職業紹介事業又は経営コンサルティングに係る実績を含む。))
- ⑤ 委託事業の内容及び年間スケジュール等を具体的に記載した計画書

(2) 提出期限

平成30年3月22日 (木) 17時00分

(3) 提出場所

奈良市法蓮町387 奈良第三地方合同庁舎2階 奈良労働局総務部総務課会計1係

11 その他

仕様書に定めのないものは、奈良労働局と協議して定めるものとする。

一体的実施事業における委託事業委託要綱

(通則)

第1条 一体的実施事業における委託事業（以下「委託事業」という。）の委託については、この要綱に定めるところによる。

(委託事業の目的)

第2条 委託事業は、国と地方公共団体が策定する一体的実施事業運営計画の内容に応じ、次の事業のうち、地域の実情に応じた事業を実施することにより効果的な雇用対策の推進を図ることを目的とする。

(1) 求職者説明会・セミナー

履歴書、職務経歴書及びジョブ・カード等の作成講習、面接指導の講習、国及び地方公共団体が実施する各種の就職支援事業に関する説明会など、求職者の就職可能性を高めるための各種説明会・セミナーを実施する。

(2) 合同就職面接会（説明会）・産業説明会

地方公共団体が誘致した企業、地方公共団体が重点的に育成している産業の企業及び地域の人手不足分野の企業その他特に重点的に求人充足を図る必要がある企業を対象とした就職面接会や業務内容等の説明会、地方公共団体が重点的に育成している産業や地域の人手不足分野の産業その他特に重点的に業務内容や職場環境等について求職者の理解促進を図る必要がある産業等についての説明会を開催する。

(3) 職場体験・企業見学等

地方公共団体が誘致した企業、地方公共団体が重点的に育成している産業の企業、地域の人手不足分野の企業等、その他特に重点的に業務内容や職場環境等について求職者の理解促進を図る必要がある企業を対象に、職場体験や企業見学会等を実施する。

(4) 上記(1)から(3)までのほか、地域の求職者の就職支援に資する取組

(委託先)

第3条 委託事業は、奈良労働局長（以下「委託者」という。）が、前条に規定する委託事業の目的を達成することができると認められる者（以下「受託者」という。）に委託して実施するものとする。

(委託の申入れ)

第4条 委託者は、本要綱を添えて、受託者に様式第1号「一体的実施事業における

委託事業受託依頼書」により、受託者に対し委託の申入れを行うものとする。

(受託書等の提出)

第5条 受託者は、前条の申入れを承諾するときは、当該申入れを受けた日から14日以内に、様式第2号「一体的実施事業における委託事業受託書」及び様式第3号「一体的実施事業における委託事業実施計画書」(以下「実施計画書」という。)を委託者に提出するものとする。

なお、再委託を行う場合は、次条に規定する契約書第7条第2項前段の書類を併せて提出するものとする。

(実施計画書等の審査及び契約の締結)

第6条 委託者は、前条の規定により提出された実施計画書等について審査し、委託事業の目的に照らし適当と認めるときは、支出負担行為担当官厚生労働省〇〇労働局総務部長が、様式第4号「平成30年度奈良県一体的実施事業における委託事業委託契約書」(以下「契約書」という。)により受託者と契約を締結するとともに、受託者が再委託を希望する場合は契約書第7条第2項前段の承認を必要とするものとする。

(表明確約)

第7条 受託者は、契約書第31条及び第32条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 受託者は、契約書第31条及び第32条の各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))及び再受託者並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。)としないことを確約しなければならない。

(契約書)

第8条 委託事業の実施に必要な事項については、契約書に定める。

(様式第1号)

番 号
平成 年 月 日

(受託者) 殿

奈良労働局長 印

一体的実施事業における委託事業 受託依頼書

標記について、下記の委託事業を受託されたく依頼申し上げます。

なお、受託について承諾いただいた場合は、別添の一体的実施事業における委託事業委託要綱を参照のうえ、同要綱様式第2号「一体的実施事業における委託事業受託書」及び様式第3号「一体的実施事業における委託事業実施計画書」を提出いただくようお願いいたします。

記

- 1 委託事業名
平成30年度奈良県一体的実施事業における委託事業
- 2 委託事業の内容
一体的実施事業における委託事業委託要綱に基づく事業の実施
- 3 委託経費
金 円
- 4 委託期間
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

(様式第2号)

平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名

印

一体的実施事業における委託事業 受託書

平成 年 月 日付け 発第 号により委託の申入れのあった「平成30年奈良県一体的実施事業における委託事業の実施を受託いたします。

なお、受託事業の実施内容は、別添様式第3号「一体的実施事業における委託事業実施計画書」のとおりです。

(様式第3号)

平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名

印

一体的実施事業における委託事業 実施計画書

一体的実施事業における委託事業については、別紙1の「一体的実施事業における委託事業実施計画」により実施することとし、当該実施計画に係る所要経費の内訳は別紙2「一体的実施事業における委託事業経費積算内訳」のとおりです。

一体的実施事業における委託事業 実施計画

受託者名

委託事業の事項	委託事業の内容
事業期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
委託費の額	円

※ 当該実施計画に係る所要経費の内訳は、別紙2のとおり。

一体的実施事業における委託事業 経費積算内訳

受託者名

委託事業対象経費	委託費の額	備考
	円	
合計		

(様式第4号)

平成30年度奈良県一体的実施事業における委託事業 委託契約書

一体的実施事業における委託事業委託要綱（以下「委託要綱」という。）に基づく平成 年度における事業の委託について、支出負担行為担当官奈良労働局総務部長小泉明久（以下「甲」という。）と受託者（受託先名）（役職）（氏名）（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（委託事業）

第1条 奈良労働局長（以下「委託者」という。）は、乙に対し、別紙1「一体的実施事業における委託事業実施計画」（以下「実施計画」という。）に掲げる一体的実施事業における委託事業（以下「委託事業」という。）の実施を委託する。

（委託事業の実施）

第2条 乙は、甲が定めた委託要綱及び実施計画により委託事業を実施しなければならない。

（委託期間）

第3条 委託事業の委託期間は、平成30年4月2日から平成31年3月29日までとする。

（委託費の支払い）

第4条 甲は、乙に対し、委託事業に要する経費（以下「委託費」という。）として、金〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇, 〇〇〇円）を限度として支払うものとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た金額である。

3 乙は、委託費を別紙2「一体的実施事業における委託事業委託費交付内訳」に記載された委託対象経費区分（以下「経費区分」という。）にしたがって使用しなければならない。

4 委託費は、原則として支払うべき額を確定した後、精算にて支払うものとする。ただし、乙が概算での支払を希望する場合は、甲は、乙の資力、委託事業及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めたときは、これを財務大臣に協議し、その承認があった場合に限り、国の支払計画の額の範囲内において概算払をするこ

とができる。

- 5 乙は、委託費の支払を受けようとするとき又は前項の概算払を請求するときは、官署支出官厚生労働省〇〇労働局長（以下「官署支出官」という。）に対して、委託要綱様式第5号「一体的実施事業における委託事業委託費支払請求書」を提出するものとする。なお、概算払による場合に限り、委託要綱様式第5号の別添「一体的実施事業における委託事業委託費請求金額」を添付して提出すること。
- 6 支出官は、前項の適法な請求書を受理した日から30日以内に、委託費を乙に支払うものとする。
- 7 支出官は、自己の責に帰すべき事由により、前項に定める期間内に支払わないときは、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.7%の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託事業等の変更等）

- 第6条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託要綱様式第6号「一体的実施事業における委託事業 変更通知書」により、その旨を乙に通知するものとする。
- (1) 委託事業の内容を変更するとき
 - (2) 国の予算額に変更があったとき
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、委託要綱様式第7号「一体的実施事業における委託事業 実施計画変更承認申請書」（以下「変更申請書」という。）を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 実施計画に掲げる事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）
 - (2) 委託費の経費区分の配分を変更する場合（人件費及び消費税を除く委託費の経費区分相互間において、それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。）
- 3 委託者が、前2項の場合において、委託契約を変更する必要があると認めるときは、甲は、委託要綱様式第8号「平成30年度奈良県一体的実施事業における委託事業 変更委託契約書」により、乙と変更委託契約を締結するものとする。
- 4 乙は、委託事業を中止又は廃止しようとするときは、委託要綱様式第9号「一体的実施事業における委託事業 中止（廃止）承認申請書」（以下「中止申請書」という。）を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 乙は、委託事業が予定の委託期間内に完了しないと見込まれるとき又は委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

(再委託の承認)

第7条 乙が契約を履行する場合において、委託契約の全部を一括して再委託することを禁止する。

2 乙は、委託事業を再委託するときは、あらかじめ、委託要綱様式第10号「一体的実施事業における委託事業 再委託承認申請書」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。また、承認を受けた内容を変更する場合には委託要綱様式第11号「一体的実施事業における委託事業 再委託内容変更承認申請書」により同様の承認を受けなければならないこととする。

3 乙は、委託事業を再委託したときは、再委託した業務を実施する当該第三者（以下「再受託者」という。）の行為について、すべての責任を負うものとする。

(再々委託の禁止)

第8条 乙は、再受託者からさらに第三者への委託をさせてはならない。

(他用途使用の禁止)

第9条 乙は、委託費をこの委託事業の目的に沿った事業経費以外に使用してはならない。また、委託事業の目的に沿った使用であっても、単価・数量に妥当性を欠くような過大な支出は禁止する。

(財産の帰属)

第10条 委託事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）は、委託者に帰属するものとする。

(財産の管理及び処分)

第11条 乙は、委託事業の実施に当たり、乙が所有する設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という。）を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合は、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。

2 乙は、委託事業の実施に伴って取得した財産及び賃貸借契約で調達した機器等については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託費の交付目的に従って効率的な運用を図らなければならない。この場合、財産及び機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

3 委託事業による賃貸借契約終了後の所有権移転は、法定耐用年数よりも短い期間で割高の賃貸借料を支払うこととなるため、厳に慎むこと。また、委託事業は単年度での契約となることから、複数年度の賃貸借契約をしてはならない。

4 乙は、委託事業完了等により財産の処分が発生する場合には、委託要綱様式第12号「一体的実施事業における委託事業 財産処分承認申請書」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。なお、委託事業の実施に伴い取得したすべての財産について、売払い等により収入があったときは、国に納付しなければならない。

5 乙は、委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定したものについては、国の会計年度が終了したとき又は委託事業が終了したとき（第6条第4項の規定による委託事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下「委託事業が終了等したとき」という。）は、これを甲に返還するものとする。

（金券及び消耗品の取扱い）

第12条 郵券、回数券、プリペイドカード等金券及び消耗品を委託費により購入した場合には、委託事業の終了等までの間に費消しないことを禁止する。

（支払状況の確認）

第13条 乙は、賃金等の支払については、履歴書等の採用関係書類、出勤簿等の勤務状況確認書類に基づき、勤務実績に応じて適正に支給を行わなければならない。特に、委託事業に携わる者が、委託事業以外の事業を行う場合は、それぞれの事業での個人別等の業務分担表を作成し、業務分担を明確化すること。

- 2 乙は、旅費等の支払については、出勤簿、活動日誌、復命書及び帳簿等に基づき、実績に応じて適正に支給を行わなければならない。なお、旅費等の支給が概算払いで行われている場合は、出張後に旅費の精算を適正に行うこととする。特に、中止された出張等について旅費の回収を適正に行うこととする。また、航空賃を支給する旅費については、領収書及び搭乗券の半券の提出により搭乗日だけでなく、パック割引、早期割引などの適用の有無についても確認し、適正な支給を行わなければならない。
- 3 乙は、物品の購入・役務の提供等の契約について、契約のとおり納品・履行されたことを確認して支払いを行わなければならない。このとき、必要に応じ帳簿等と照らし合わせて確認するものとする。

（関係書類の整備・保存等）

第14条 乙は、委託事業の実施に係る経費については、その内容を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、これに係る国の会計及び物品に関する規定に準じて、会計帳簿、振込書・領収書、決議書、預金通帳等の関係書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、前項の書類等は、委託事業が終了等した日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。
- 3 乙は、第7条の規定に基づき委託事業の再委託をするときは、再受託者においても前2項の規定に準じて関係書類を整備及び保存させなければならない。

（実施状況の報告）

第 15 条 乙は、事業の実施状況について、委託者に対し別に定める期日までに委託要綱様式第 13 号「一体的実施事業における委託事業 実施状況報告書」を提出しなければならない。

(実施に関する監査等)

第 16 条 委託者は、委託事業の実施に関し必要があるときは、乙に対して関係書類及び資料の提出を求め、又は監査を行うことができることとする。

2 委託者は、乙が再委託を行っている場合で必要があるときは、再委託先に対して、委託事業に係る関係書類及び資料について前項と同様の措置を講ずることができることとする。

(業務完了報告書の提出)

第 17 条 乙は、業務終了後、直ちに委託要綱様式第 14 号「業務完了報告書」を甲の指定する検査職員に提出しなければならない。

2 業務期間が複数年度に渡る場合は、国の会計年度の末日までに業務完了報告書を提出しなければならない。

(検査の実施)

第 18 条 検査職員は、前条の業務完了報告書の提出後 10 日以内又は国の会計年度の末日までのいずれか早い日までに、乙の業務の完了を確認し、検査調書を作成する。乙は、検査職員の検査に協力し、検査職員から立会いを求められた場合には、これに立会わなければならない。

2 乙は、審査の結果、不合格であったときは、検査職員の指定する期間内に未履行部分の業務を完了しなければならない。この場合に要する費用は乙の負担とする。

3 前項の規定は、不合格後の再審査の際にも適用する。

(実施結果報告書の提出)

第 19 条 乙は、委託事業が終了等したときは、その日から起算して 30 日以内又はその翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、委託要綱様式第 15 号「一体的実施事業における委託事業実施結果報告書」(以下「実施結果報告書」という。)を甲に提出しなければならない。

(委託費の精算等)

第 20 条 乙は、委託事業が終了等したときは、その日から起算して 30 日以内又はその翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに委託要綱様式第 16 号「一体的実施事業における委託事業精算報告書」(以下「精算報告書」という。)を委託者を經由して甲に提出しなければならない。なお、乙は、甲に提出する前に、帳簿等における出入金の状況及び内容が、一体的実施事業における委託事業精算報告書の支出額・

残額と齟齬がないか確認しなければならない。

- 2 甲は、前項に定める精算報告書の提出を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めるときは委託費の額を確定し、委託要綱様式第 17 号「一体的実施事業における委託事業委託費確定通知書」（以下「確定通知書」という。）により委託者を經由して乙に通知するものとする。ただし、第 4 条第 4 項ただし書の規定による概算払により、乙に支払った委託費に残額が生じたとき又は乙に支払った委託費により発生した収入がある場合は、甲は、期間を定めて、委託要綱様式第 18 号「一体的実施事業における委託事業委託費確定通知及び返還命令書」により、委託者を經由して乙に通知するとともに返還を命ずるものとする。
- 3 委託費の額の確定は、第 4 条第 1 項に規定する委託費の限度額と委託事業に要した額を比較して、いずれか低い額をもって行う。

（延滞金及び加算金）

- 第 21 条 乙は、前条第 2 項ただし書の規定による金額を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じて、年 5.0% の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
- 2 乙は、委託費を不適切に使用した場合において、その行為を隠匿する目的で経費にかかる領収書や帳簿の改ざん等「故意」に行った不正行為、及び証拠書類等の滅失・毀損等による使途不明等「重過失」については、甲の求めにより、当該委託費の一部又は全部を返還をし、さらに委託費を受領した日の翌日を起算日として、支払いの日までの日数に応じて、年 20% の割合で計算した金額の範囲内の金額を加算金として支払わなければならない。また、注意義務違反等「過失」によるものは、不適切金額のみの返還とし、加算金を課さないこととする。
 - 3 甲は、前項の「過失」による場合において、やむをえない事情があると認めるときは、不適切な金額の全部又は一部を免除することができる。
 - 4 第 2 項の委託費の返還については、第 1 項の規定を準用する。延滞金、元本（返還する委託費）及び第 2 項の規定による加算金の弁済の充当の順序については、加算金、延滞金、元本の順とする。

（損害賠償）

- 第 22 条 乙は、この契約に違反し、又は乙の故意若しくは過失によって国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に支払わなければならない。

（守秘義務等）

- 第 23 条 乙は、委託事業遂行上知り得た秘密を第三者に漏らし又は他の目的に使用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第 24 条 乙は、この契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、個人情報の漏えい防止のため、責任者を定め、委託事業に係る個人情報の取扱いに従事する者に関して、適切な措置を講じ、速やかに委託要綱様式第 19 号「個人情報保護管理及び実施体制報告書」を委託者に提出しなければならない。なお、個人情報保護管理及び実施体制報告書は、個人情報保護管理体制及び実施体制に変更があった都度行うものとする。
- 3 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに、この契約による目的以外のために使用又は第三者に提供してはならない。
- 4 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を当該契約による目的以外のために委託者の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。作業の必要上委託者の承諾を得て複製又は複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。
- 5 乙がこの契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この委託事業の終了等の後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 6 乙は、個人情報の漏えい等安全確保のうえで問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、被害状況等について委託要綱様式第 20 号「個人情報漏えい等事案発生報告書」により、速やかに委託者に報告するとともに、委託者の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 乙は、個人情報の管理の状況について、委託要綱様式第 21 号「個人情報管理状況報告書」により、年 1 回以上委託者に報告しなければならない。
- 8 委託者は、必要と認めるときは、乙に対し個人情報の管理状況について検査を行うことができることとする。
- 9 本条の規定は、乙が委託事業の一部を再委託する場合及び再委託した業務に伴う当該第三者が再々委託を行う場合について準用する。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第 25 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(契約の解除等)

第 26 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対する書面による

通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。また、本契約の再委託先が次の各号のいずれかに該当する場合も、同様とする。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した書類等に虚偽があったことが判明したとき

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき

(4) 第16条に規定する監査等に対する虚偽の報告等が発覚したとき

(5) この委託事業を適正に遂行することが困難であると委託者が認めるとき

2 甲は、前項の規定により、契約を解除したときは、前条の規定に準じて委託費の精算を行う。ただし、契約の解除について、乙に故意又は重大な過失が認められたときは、その一部又は全部を支払わないことができる。また、既に交付した委託費がある場合には、その返還を求めることができるものとする。さらに、契約が解除された場合において、乙は、甲との協議に基づき委託事業の残務を処理するものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第27条 前条第1項第1号から第3号のいずれかに該当するときは、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第28条 甲は、本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下次において同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下次条において同じ。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第

7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第29条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する延滞金）

第30条 乙は、第27条及び前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0%の割合で計算した額の延滞金を甲の指示に基づき支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第31条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、乙に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止

等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第32条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、乙に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（下請負契約等に関する契約解除）

第33条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、乙に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第34条 甲は、第31条、第32条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第31条、第32条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 35 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(疑義の決定)

第 36 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し生じた疑義については、その都度、甲と乙協議の上決定するものとする。

この契約の成立の証として、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 奈良県奈良市法蓮町 3 8 7
支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 小泉 明久 印

乙 住 所
受 託 者 名
(役職) ○○ ○○ 印

一体的実施事業における委託事業 実施計画

委託事業の事項	委託事業の内容
事業期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
委託費の額	円

一体的実施事業における委託事業 委託費交付内訳

委託対象経費区分	委託費の額
1 人 件 費	円
2 管 理 費	円
3 事 業 費	円
4 消 費 税	円
合 計	円

(様式第5号)

平成 年 月 日

官署支出官

奈良労働局長 殿

(支出負担行為担当官 経由)

住 所

受託者名

印

一体的実施事業における委託事業 委託費支払請求書

平成 年 月 日付け契約を締結した一体的実施事業における委託事業の実施に係る経費として下記金額を交付されたく請求します。

記

1 請求金額 金 円也

2 振込先

振込先金融機関・店舗名

預 金 種 別

口 座 番 号

(フ リ ガ ナ)

口 座 名 義

名 義 人 住 所

(様式第5号) 別添

一体的実施事業における委託事業 委託費請求金額 (第 〇 四半期)

受託者名

(単位: 円)

委託契約額	支 払 済 額	今回請求金額	残 額	備 考
円	円	円	円	

(様式第6号)

番 号
平成 年 月 日

(受託者) 殿

奈良労働局総務部長 印

一体的実施事業における委託事業 変更通知書

一体的実施事業における委託事業実施計画に、下記の変更が生じたので通知いたします。

記

1 変更事項

2 変更理由

(様式第7号)

番 号
平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名 印

一体的実施事業における委託事業 実施計画変更承認申請書

平成 年 月 日付けをもって提出した「一体的実施事業における委託事業実施計画」を下記により別紙1及び別紙2のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更年月日
- 3 変更理由
- 4 当初契約額
- 5 変更後契約額

一体的実施事業における委託事業 実施計画

委託事業の事項	委託事業の内容
事業期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
委託費の額	円

※ 当該実施計画に係る所要経費の内訳は、別紙2のとおり。

一体的実施事業における委託事業 経費積算内訳

委託事業対象経費	委託費の額	備考
	円	
合 計		

(様式第8号)

平成30年度奈良県一体的実施事業における委託事業 変更委託契約書

平成 年 月 日付で、委託者支出負担行為担当官奈良労働局総務部長 小泉 明久 (以下「甲」という。) と受託者 (役職) ○○○○ (以下「乙」という。) との間で締結した「平成30年度奈良県一体的実施事業における委託事業委託契約書」(以下「契約書」という。) について、契約書第6条第3項に基づき、下記のとおり契約を変更する。

記

- 1 契約書第4条第1項中「金○○○, ○○○円 (うち消費税額及び地方消費税額金○○○, ○○○円)」を「金○○○, ○○○円 (うち消費税額及び地方消費税額金○○○, ○○○円)」に変更する。
- 2 契約書別紙1「一体的実施事業における委託事業 実施計画」を別紙1のとおり変更する。
- 3 契約書別紙2「一体的実施事業における委託事業 委託費交付内訳」を別紙2のとおり変更する。

この契約の成立の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 奈良県奈良市法蓮町387
支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 小泉 明久 印

乙 住 所
受 託 者 名
(役職) ○○ ○○ 印

一体的実施事業における委託事業 実施計画

委託事業の事項	委託事業の内容
事業期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
委託費の額	円

一体的実施事業における委託事業 委託費交付内訳

委託対象経費区分	当初契約額	変更契約額	増減額
1 人件費	円	円	円
2 管理費	円	円	円
3 事業費	円	円	円
4 消費税	円	円	円
合計	円	円	円

(様式第9号)

番 号
平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名 印

一体的実施事業における委託事業 中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付けをもって契約を締結した一体的実施事業における委託事業の一部（全部）を下記により中止（廃止）したいので申請します。

記

1 中止（廃止）する事業内容

2 中止（廃止）する理由

3 中止期間（廃止年月日）

中止期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
(廃止年月日 平成 年 月 日)

(様式第 10 号)

番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 殿

受託者名 印

一体的実施事業における委託事業 再委託承認申請書

一体的実施事業における委託事業の実施にあたり、その一部を下記により再委託することとしたいので申請します。

記

- 1 再委託の相手方
住 所
氏 名
- 2 再委託を行う業務の範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 再委託する相手方が委託される業務を履行する能力
- 5 再委託を行う金額

(注 1) 再委託先が複数の場合は、再委託先ごとの内容がわかるよう記載すること。

(注 2) 委託費の金額に対する再委託を行う金額の割合が原則として 50%を超えないこと。

(注 3) 再委託に係る事業内容及び要する経費の明細について、添付すること。

(様式第 11 号)

番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 殿

受託者名 印

一体的実施事業における委託事業 再委託内容変更承認申請書

一体的実施事業における委託事業の実施にあたり、その一部を下記により再委託することとし、平成 年 月 日付けで承認を受けた内容を下記のとおり変更することしたいので申請します。

記

	(変更前)	(変更後)
1 再委託の相手方		
2 再委託を行う業務の範囲		
3 再委託の必要性		
4 再委託する相手方が委託される業務を履行する能力		
5 再委託を行う金額		

(注1) 再委託先が複数の場合は、再委託先ごとの内容がわかるよう記載すること。

(注2) 委託費の金額に対する再委託を行う金額の割合が原則として 50%を超えないこと。

(注3) 再委託に係る事業内容及び経費の明細について、添付すること。

(様式第 12 号)

番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 殿

受託者名 印

一体的実施事業における委託事業 財産処分承認申請書

今般、平成 30 年度奈良県一体的実施事業における委託事業により取得した財産について、下記のとおり処分したいので、一体的実施事業における委託事業委託契約書第 11 条第 4 項の規定により承認申請いたします。

記

- 1 財産の品目
- 2 数量
- 3 取得年月日
- 4 耐用年数
- 5 取得価格
- 6 取得後の使用状況
- 7 処分事由及び方法

※ 譲渡を希望する場合は、相手名、譲渡理由、譲渡希望額及び算定方法も記載すること。

(様式第 13 号)

番 号
平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名 印

一体的実施事業における委託事業 実施状況報告書

平成 年 月 日付けをもって契約を締結した一体的実施事業における委託事業の実施状況について、別紙により報告いたします。

(様式第 13 号) 別紙

一体的実施事業における委託事業 実施状況報告書

受託者名

1 事業実施状況

区 分	内 容		備 考
	計 画	実施状況及び見込	

2 経費状況

(1) 収入

(単位：円)

区 分	受入済額	今後の受入予定額	合 計	備考

(2) 支出

(単位：円)

区 分	支出済額	今後の支出予定額	合 計	備考

(様式第 14 号)

平成 年 月 日

検査職員

奈良労働局〇〇部〇〇課
〇〇〇〇 殿

(住所)

(職名)

(氏名)

印

業務完了報告書

契約件名 平成 年度〇〇 (地方自治体名) 一体的実施事業における委託事業

上記の業務について、平成 年 月 日をもって完了したので、本件契約書第 17 条の規定に基づき報告します。

(様式第 15 号)

番 号
平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名 印

一体的実施事業における委託事業 実施結果報告書

平成 年 月 日付けをもって契約を締結した一体的実施事業における委託事業の実施結果について別添のとおり報告します。

一体的実施事業における委託事業 実施結果

受託者名

区 分	計画内容	具体的実施状況	備 考

(様式第 16 号)

番 号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 殿
(奈良労働局長経由)

受託者名 印

一体的実施事業における委託事業 精算報告書

平成 年 月 日付けをもって契約を締結した一体的実施事業における委託事業の精算について下記のとおり報告します。

記

1 精算報告 (別紙 1 のとおり)

(1) 委託契約額	金	円也
(2) 支出額	金	円也
(3) 差引額 ((1) - (2))	金	円也
(4) 雑収入 (預金利息等)	金	円也
(5) 返還額 ((3) + (4))	金	円也

2 委託費支出内訳明細 (別紙 2 のとおり)

一体的実施事業における委託事業 委託費支出等実績

受託者名

(単位：円)

区 分	収入額			②支出額	③差引額 (①－②)	④雑収入 (預金利息等)	⑤返還額 (③＋④)
	委託契約額	流用増減額	①流用後の額				
1 人件費							
2 管理費							
3 事業費							
4 消費税							
合 計							

一体的実施事業における委託事業 委託費支出内訳明細

受託者名

委託事業対象経費	支出額	備 考
1 人件費	円	
2 管理費	円	
3 事業費	円	
4 消費税	円	
合 計	円	

※ 再委託を行った場合は、再委託に係る経費の明細について添付すること。

(様式第 17 号)

番 号
平成 年 月 日

(受託者) 殿

支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長

一体的実施事業における委託事業 委託費確定通知書

平成 年 月 日付け「平成 年度〇〇（地方自治体名）一体的実施事業における委託事業委託契約書」により契約を締結した委託事業の実施に係る委託費の額については、平成 年 月 日付け「一体的実施事業における委託事業精算報告書」に基づき、一体的実施事業における委託事業委託契約書第 20 条第 2 項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1	委託契約額	金	円也
2	確定額	金	円也

(様式第 18 号)

番 号
平成 年 月 日

(受託者) 殿

支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 印

一体的実施事業における委託事業 委託費確定通知及び返還命令書

平成 年 月 日付け「平成 30 年度奈良県一体的実施事業における委託事業委託契約書」(以下「契約書」という。)により契約を締結した委託事業の実施に係る委託費の額については、平成 年 月 日付け「一体的実施事業における委託事業精算報告書」に基づき、契約書第 20 条第 2 項ただし書の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

なお、確定額を超えて、既に交付した委託費及び交付した委託費により発生した収入については、契約書第 20 条第 2 項ただし書の規定により、平成 年 月 日までに下記金額の返還を命じます。

記

1 委託契約額	金	円也
2 確定額	金	円也
3 返還額	金	円也
(1) 委託費の残額		円
(2) 雑収入(預金利息等)		円

(様式第 19 号)

番 号
平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名 印

個人情報保護管理及び実施体制報告書

平成 30 年度奈良県一体的実施事業における委託事業委託契約書第 24 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 管理体制

2. 実施体制

(様式第 20 号)

個人情報漏えい等事案発生報告書

(第〇報)

受託者名

発生場所

委託者への本報告書発送年月日

年

月

日

曜日

(発覚から 営業日)

(1) 委託者への事案報告年月日	年	月	日	曜日	(発覚から 営業日)
(2) 発覚年月日	年	月	日	曜日	—
(3) 発生年月日	年	月	日	曜日	—
(4) 事案の概要					

(様式第 21 号)

番 号
平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名 印

個人情報管理状況報告書

平成 30 年度奈良県一体的実施事業における委託事業委託契約書第 24 条第 7 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 目的外利用の有無 (有 ・ 無)
- 2 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件の遵守
(している ・ していない)
- 3 個人情報の複製等に関する事項の遵守 (している ・ していない)
- 4 個人情報の漏えい等事案発生時における対応に関する事項の遵守
(している ・ していない)
- 5 業務完了あるいは保持不要となった際の速やかな個人情報の消去及び媒体の返却
(している ・ していない)
- 6 その他講じた措置 (自由記載欄)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 小泉 明久 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

一体的実施事業における委託事業に係る一般競争入札の参加について

(私 / 当社) は、一体的実施事業における委託事業に係る一般競争入札に参加したいので、仕様書に記載のあった必要書類を添付して、その旨表示します。

なお、(私 / 当社) は参加するに当たり、以下の事実相違がないこと及び事実相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

記

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4 以下に掲げる法令等違反がないこと。
なお、参加資格における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。
(1) 入札書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。

- (2) 労働保険・厚生年金保険・国民年金・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札書提出時等において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
- (4) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (5) 入札書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

誓約書

(私 / 当社) は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

平成 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名又は生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

